

第5次新座市行財政改革大綱（見直し） （素案）

平成23~~5~~年2月

新 座 市

※ 現行の大綱に、今回の見直し内容を見え消し（修正部分は取消し線、追加部分は網掛け）で記載。ただし、資料を除く。

目 次

I	第5次行財政改革大綱策定の背景	
1	これまでの行財政効率化及び改革の取組
2	本市の現状と課題
3	財政の現状と見通し
II	行財政改革大綱の位置付け
III	推進事項	
	改革の基本方針
1	選択と集中による行財政運営の推進
2	組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進
3	連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用
IV	推進期間
V	推進体制
	資料

本文中「〇〇〇〇※」と表記している語句については、用語解説（P 〇〇～）を参照してください。

I 第5次行財政改革大綱策定の背景

1 これまでの行財政効率化及び改革の取組

本市では、国や他の自治体に先駆けて、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置したのを皮切りに、平成22年度まで、4次にわたって行財政の効率化及び改革に取り組んできました。

【市政リストラ対策推進本部（平成6～7年度）】

バブル崩壊後の厳しい経済環境の下で、効率的な行財政運営及び住民サービスの向上に努めるため、平成6年度を「財政再建元年」と位置付け、「市政リストラ対策推進本部」及び六つの実践班を設置し、2年間の取組を行いました。

各実践班における具体的な検討内容として、「市税徴収対策班」では、市税の徴収率の向上を図るため、徴収体制や徴収方法等を検討し、全庁的な職員の応援による休日の臨宅徴収の実施や口座振替制度の一括利用の奨励、市税納税講座の実施等を行いました。

「財源確保対策班」では、国県補助金の積極的な獲得に取り組み、「公共料金見直し対策班」では、証明書発行手数料、住民票閲覧手数料、家庭奉仕員派遣事業負担金、下水道受益者分担金、保育所入所児童保護者負担金等の見直しについて検討を行いました。

「事務効率化対策班」では、効率的な事務執行による超過勤務時間の削減やケチケチ作戦、節電等の経費節減に取り組みました。

「審議会等見直し対策班」では、各種審議会等の見直しを行い、67の検討対象のうち12件を廃止し、また、補助団体等への支援の在り方を見直しました。

「民間委託見直し対策班」では、委託内容の見直しや更なる委託化についての検討を行い、電算業務の一元契約化による委託経費の節減や、集会所、児童遊園等の維持管理の地元町内会への委託化を推進しました。

【（第2次）行財政効率化大綱（平成8～12年度）】

この大綱は、平成6年10月に国から示された「地方公共団体における行財

政改革のための指針」に基づき、市政リストラ対策推進本部での成果や課題を踏まえ、七つの措置事項を盛り込み、策定したものです。

その後、国の税制改正や長期化する厳しい経済情勢の影響で税収が低迷するなど、市財政は深刻な危機に陥ったことから、平成10年度を「市財政再建のための一大改革のスタート」の年として、大綱の見直しを行いました。

この5年間での取組の内容は、「事務事業の見直し」として、毎週金曜日に実施していた市民課窓口業務の延長※の廃止や、事務服支給の取りやめ、作業服の全庁一括購入等、事務事業の整理合理化を図るとともに、敬老記念品の廃止・敬老祝金の見直しや市長の私的諮問機関に係る謝礼金の見直し、朝霞市、志木市及び和光市との4市消防※の統合、清掃業務の委託化等を推進しました。また、105の協議会から退会、56団体の運営費助成及び15団体の事務費助成を廃止・削減するなど、補助金等の見直しにも取り組みました。

「時代に即応した組織・機構の見直し」として、平成8年10月及び平成11年10月に機構改革※を実施するとともに、繁忙期の各部署間における応援体制の確立等を行いました。

「定員管理及び給与の見直し」としては、定員適正化計画の策定や、4役（市長、助役、収入役及び教育長）の給料の減額、特殊勤務手当を始めとした各種手当の見直し等を行い、「効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進」としては、管理職昇任資格取得試験制度の導入や、行政手続条例の制定による行政手続の適正化を図りました。

「行政の情報化の推進等による行政サービスの向上」として、庁内LAN※の整備及び1課に1台のパソコンの導入を実現し、「会館等公共施設の管理運営の合理化」としては、引き続き朝霞市、志木市及び和光市との4市公共施設の相互利用を推進しました。

「財源確保対策の推進」としては、納期前納付報奨金制度※の廃止や水道料金のコンビニエンスストア納付の導入、保育料の改定や青少年海外派遣事業※の派遣費用における本人負担金の導入等を行いました。

【第3次行財政効率化大綱（平成13～17年度）】

この大綱は、これまでの効率化の集大成として策定したもので、「大胆で柔軟な発想による行財政運営」「更なる職員の意識改革と資質向上」「市民と行政の協働によるまちづくり」の三つを基本方針とし、聖域のない見直しを念頭に、更なる効率化に取り組みました。

「更なる効率化を進めるために」、事務事業評価システム※の導入や市で保有する大型バスの運転業務の委託化、勤労青少年ホームへの指定管理者制度※の導入、新設保育園の公設民営化、学校給食調理業務の委託化、小学校の統廃合や余裕教室の有効活用、水道料金の改定や水道検針票への広告掲載等、各種事務事業の見直しや財政の健全化・効率的運営に取り組みました。

「効率的な執行体制を確立するために」、係長級への昇任資格取得試験の導入、通勤手当を始めとした各種手当の見直し、職員定数の更なる削減等を行いました。

「真の住民自治の確立に向けて」、市立集会所における簡易な維持管理業務の町内会への委託化等を更に推進しました。

【財政改革推進本部（平成16～17年度）】

第3次行財政効率化大綱の推進期間中である平成16年度には、国の三位一体の改革※による地方交付税※、国庫補助金等の大幅な減額や、長引く景気の低迷に伴う市税収入の落ち込み等により、市の財政が危機的な状況に陥ったことから、緊急事態として財政改革推進本部と三つの検討部会を設置し、歳入歳出の両面から聖域のない見直しを行いました。

「受益者負担適正化部会」においては、都市計画税の段階的引上げや国民健康保険税（介護分）、下水道使用料の引上げ等を行いました。

「施設使用料適正化部会」においては、公民館・コミュニティセンターの有料化や体育館使用料の見直し、各種がん検診・基本健康診査に係る検診料への自己負担の導入等を実施しました。

「補助金・負担金適正化部会」においては、敬老祝金の見直し、高齢者配食サービス、重度要介護高齢者手当・介護手当、心身障がい者医療・福祉手当の見直し、特色ある教育推進事業の廃止等を行いました。

【第4次行財政改革大綱（平成18～22年度）】

三位一体の改革や長引く景気の低迷による市税収入の落ち込み等により、従来型の財政運営の効率化、歳出削減の手法のみでは必要な財源を確保することが極めて難しい状況となったことから、それまでの「効率化大綱」を「改革大綱」へと改めて策定し、五つの改革の柱に基づき、痛みを伴う聖域のない改革を実行することとしました。

「改革の柱1 内部努力による経費節減、財源確保、事務の効率化」として、

職員定数の削減や各種手当の見直し、指定管理者制度の導入を進めるとともに、機構改革、電子申請システム*の導入等を行いました。また、不用市有地の積極的な売却や駐車場としての貸付けを行うなど、財源の確保にも取り組んでまいりました。

「改革の柱2 都市基盤整備等の投資的事業のスローダウン」として、新座駅北口土地区画整理事業*のスローダウンを決定し、道路改良10か年基本計画*の凍結を継続する一方、土地開発公社経営健全化計画*に基づき、公社の債務残高の大幅な削減を達成し、将来負担の軽減に努めました。

「改革の柱3 サービス水準・受益者負担の適正化」としては、毎年度、各種事業や補助金・負担金について、サービス水準・受益者負担の適正化の観点から見直しを実施し、下水道使用料の改定や諸証明書等交付手数料の見直し、シャトルバスの廃止や集団資源回収事業奨励金の見直し等を行いました。

「改革の柱4 市民との協働による自立した行政の確立」として、ボランティア・地域活動支援室を設置し、市民の方々によるボランティア活動のきっかけづくりやその支援を行うとともに、市ホームページの改良等による市民と行政との情報の共有化を推進し、市民参画の促進を図りました。

「改革の柱5 市政運営への経営感覚の導入」としては、将来を展望した本市独自の魅力あるまちづくりを進めるため、観光都市にいざビジョン及びアクションプランの推進に取り組んでいるところであり、すぐそこ新座春まつりの開催やイベント等に合わせたオープンカフェの設置、観光ロゴマークやイメージキャラクター「ゾウキリン」の決定、特産品である「にんじんうどん」等の販売支援などを通じて観光都市にいざを市内外にPRし、来訪者や定住者の増加による地域の活性化に取り組みました。

このように、本市では職員定数の削減や職員に支給する諸手当の見直し、市の業務の民間委託化等の内部努力による経費節減に努めるとともに、各種制度の見直しや使用料・手数料の改定等、市民の皆様の御理解と御協力を頂きながら、積極的に行財政の効率化及び改革に取り組んできました。

その結果、平成6年度から平成21年度までの取組の成果として、これまでに約155.140億円の財源確保及び経費節減を図ることができました。

平成6年度以降の行財政効率化及び改革の取組による効果額一覧

	年 度																効果額			
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		22		
市政リストラ対策推進本部	→																	51億9,520,555万円		
行財政効率化大綱		→																	22億657万円	
行財政効率化大綱（見直し）			→																5,448億	
第3次行財政効率化大綱 （財政改革推進本部分を含む）				→															5,144,925万円	
第4次行財政改革大綱※								→												727億
																		5,515,875万円		
合 計																		155,140億		
																		837,013万円		

※第4次行財政改革大綱の効果額には、平成22年度分を含みません。

☞ 参考資料 P. 22～

- 資料1 第4次行財政改革大綱に掲げる各推進事項の実施目標及び達成状況
- 資料2 第4次行財政改革大綱推進期間における指定管理者制度の導入検討状況表
- 資料11 行財政の効率化及び改革の成果

2 本市の現状と課題

地方分権の進展によって自治体間競争が更に加速し、地方自治体に主体的なまちづくりが求められる中で、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、市民の環境への関心の高まりやライフスタイルの多様化などを背景として、行政運営に対する市民要望はますます高まっており、地方自治体が果たすべき役割は、あらゆる分野において、今後より一層複雑多岐に及んでいくことが予想されます。

本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の傾向が続いており、特に高齢化率については、全国平均より低いものの、現在、およそ5人に1人である65歳以上の割合が、平成27年には4人に1人に迫る勢いで、今後急速に上昇するものと見込まれます。

また、本市では、これまでも、東京都に隣接しているという立地から、東京23区並みのサービス水準を求める市民要望が強く、埼玉県内の他市よりも高い水準に合わせたサービスを提供してきましたが、これに加え、最近の平成20年度に実施した市民意識調査※の結果からは、都市基盤や施設整備等のハード面の整備のほか、福祉・保健の充実、防災・防犯対策の推進といったソフト面の向上も強く求められており、市民要望が多様化してきているこ

とが読み取れます。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、これまで以上に市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが求められています。その中でも、老朽化が進んでいる公共施設の耐震化は本市にとって喫緊の課題となっており、特に耐震診断の結果、補強が必要と判定された市庁舎については、市民の皆様の利用も多く、また、有事の際には防災活動の中核を担う施設であることから、早急に対応を図る必要があります。その他の公共施設についても更新の時期を迎えているものが多く、改修による長寿命化に合わせて耐震補強等の安全対策を図っていかねばなりません。

このような状況においても、市では、市民サービスの維持・向上を図り、様々な課題や市民要望に的確に対応していかねばならず、そのためには、まずは徹底した歳出の削減と歳入の確保により、財政状況の改善を図ることが求められています。あわせて、長期的な視点に立ち、将来にわたって安定した財政基盤を確立するため、土地区画整理事業の実施等、一時的に大きな負担が生じる施策であっても将来にわたって市税収入の増加につながる施策ものについても、積極的に推進していく必要があります。

また、地方分権の進展に伴って高度化・専門化する行政事務に的確に対応するため、体制の整備と職員の資質の向上を図ることが求められていますが、現状の限られた人員と財源で、今後、多様化する全ての市民要望に答えていくことは困難であることから、ります。そのため、本市の特徴であるまちづくり意識の高いNPOや住民団体、企業等が多いという強みをいかし、多様な主体との更なる連携・協働を推進し、市民サービスの充実を図ることも必要となっています。

一方、これまでは、市民の皆様のご理解と御協力の下、適正な受益と負担の観点から聖域なく事業の見直しを行い、新たな負担をお願いすることもありましたが、現下の厳しい社会経済情勢下では、市民生活等への配慮も必要とされています。このため、今後は、サービスの削減・市民負担の増加による財政健全化一辺倒の施策によって市全体の活力を弱めることのないよう、限られた財源を有効に活用し、真に必要なサービスを提供する「選択と集中^{*}」の考えの下、必要な施策を適切に推進することにより、市財政のみならず、本市全体の活力向上を図ることも求められています。

☞ 参考資料 P. 23

資料3 人口の見通し

3 財政の現状と見通し

本市では、前述のとおりこれまで継続的に行財政の効率化に取り組み、事業の見直しや経費節減を図ってきたところです。特に三位一体の改革の影響により、非常事態ともいえる状況となった平成16年度には、財政改革推進本部を設置し、歳入歳出両面から聖域のない見直しを行いました。

平成17年度からは土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社所有地を平成21年度までの5年間で買い戻したことにより、平成16年度末に約104億円あった債務残高を平成21年度末には26億円まで減額してきたところで、その後も継続的に買い戻しを行ってきたことで、平成24年度末には公社の債務残高はゼロになる見込みであります。本市の一般会計、特別会計に水道事業会計及び土地開発公社を合わせた債務残高は、平成17年度末の約765億円をピークに平成21-23年度末には約655-631億円まで減少しており、将来負担の軽減に努めています。

また、平成11年度には平成25年度までを計画期間とした職員定数削減計画を策定し、平成10年度には約87億円であった人件費を平成21-23年度には約74-72億円まで、10-12年間で約43-15億円削減することで、財源の確保を図りました。

しかし、近年の歳入歳出決算の状況に目を向けると、少子高齢化の進展に加え、長引く景気低迷などの影響により生活保護費が急増したことや児童手当制度の改正等により、平成12年度に約36億円であった扶助費は、平成21-23年度には約88-128億円となり、9-11年間で23.5倍以上の水準へと大幅に増加しています。三位一体の改革における所得税から住民税への税源移譲により、歳入の中心である市税は多少の増額が見られるものの、増加を続ける扶助費等の経常的支出の不足分を賄うには程遠く、経常収支比率も依然として90%を超える高い水準で推移しています。

さらに、平成5年度には160億円を超えていた普通建設事業費が近年では大幅な減額により50-60億円前後となるなど、投資的な財政需要に柔軟な対応をとることが非常に難しい状況となっています。

将来の見通しにおいても、更なる少子高齢化の進展により本市の生産年齢人口が減少し続ける見込みであることから、個人市民税等の税収の大きな伸びは期待できず、ない状況であります。また、地方交付税については、国の政策により大幅な増減が生じる可能性もあり、将来を通じて安定的な財源として見込

むことはできない状況にあります。さらには、社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税による影響が経済に与える影響も不透明な状況であります。

このような中で、高齢化率は上昇し、今後も福祉サービスを受ける方は増加する見込みとなっており、市の歳出に占める福祉関係費の割合が大きくなっていくものと考えられます。

さらに、本市では、昭和40年代から50年代までにかけて人口が急激に増加したことに伴い、保育所や小中学校、公民館、福祉関連施設等の公共施設を集中的に整備したため、現在、これらの施設が建築後30～40年を経過し、改修時期を迎えています。また、急速に進められた学校建設等には市の土地だけで対応することが不可能であり、借地によって対処したものも多く、今後、これらの借地は、相続の発生等により買取りの要望が寄せられる可能性もあり、財政運営上の大きな課題となっています。

このように厳しい財政状況が恒常化しつつある中、本市の抱える懸案や様々な課題に対応していくためには、経費節減や事業の選択はもとより、常に適正な受益と負担に配慮し、今後も引き続き厳しい姿勢で行財政改革を推進することで本市の財政規模に応じた均衡の取れた行財政システムを構築し、持続可能な財政運営への転換を図る必要があります。

☞ 参考資料 P. 24～

資料4 人件費・職員数の推移

資料5 経常収支比率の推移

資料6 財政力指数の推移

資料7 市債及び公社債務残高の推移

資料8 市税の推移

資料9 扶助費の推移

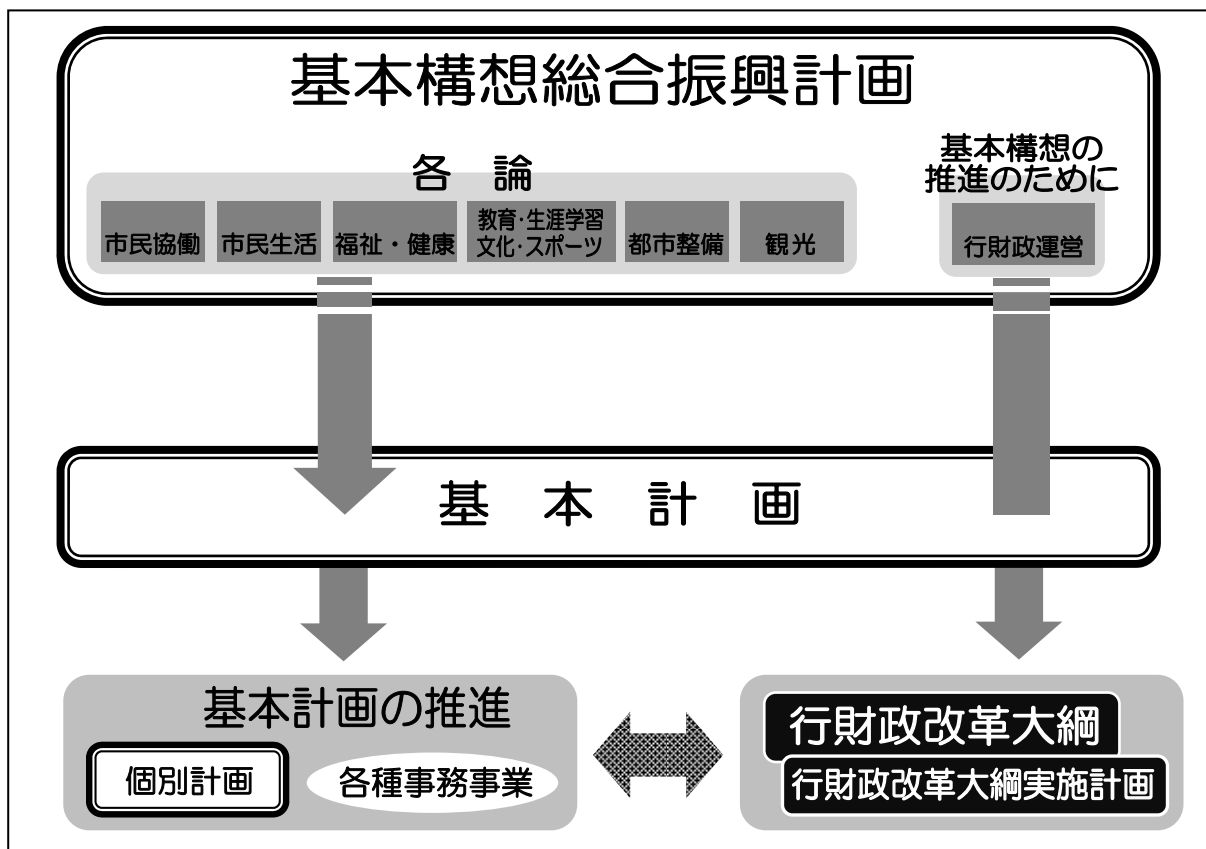
資料10 普通建設事業費の推移

Ⅱ 行財政改革大綱の位置付け

平成22年12月に策定した「第4次基本構想総合振興計画(基本構想)」は、本市における行政運営の最も基本的な指針となるもので、本市が展開する施策とこれを実現する事務事業は、原則的にすべて基本構想に集約されるべきであり、このことは行財政改革における取組についても例外ではありません。

行財政改革は、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的としており、基本構想に盛り込まれた施策を、効率的・効果的に実現するための手段であると位置付けられます。

したがって、基本構想にうたわれている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、本大綱及び本大綱の実施計画が担うこととします。また、基本構想に位置付けられた各分野の事業を推進する基本計画やその他の個別計画、各種事務事業の実施に当たっては、常に行財政効率化の視点に立つ必要があることから、本大綱及び本大綱の実施計画を図のように明確に位置付けることにより、基本構想の一翼を担うものとして機能させることとします。



Ⅲ 推進事項

改革の基本方針

本市では、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置して以来、これまでの長期にわたる行財政効率化及び改革の取組において、既に様々な経費節減、事務事業の見直し等を行い、一定の成果を上げてきたところですが、今後は、従来と同様の発想や手法を用いるだけでは、更に大きな成果を上げることは難しいと考えられ、これまで以上に厳しい姿勢・大胆な発想で行財政運営の見直しを図っていく必要があります。

そこで、限られた財源と人的資源の中で、社会経済情勢や市民要望の変化に的確に対応していくための新たな改革のステップとして、既存の事務事業や各種サービス、補助金・負担金から公共施設に至るまで、必要性や効果の薄れたものについては思い切って廃止・縮小・統合（スクラップ）し、それによって生み出された財源を新たな事業、新たなサービス、新たな施設整備等へ投入していくこと（ビルド）が必要となります。

このため、第5次行財政改革大綱においては、改革の基本方針を

『スクラップ・アンド・ビルド』による改革の断行
～持続力・競争力のある行財政の確立を目指して～

と掲げ、スクラップ・アンド・ビルドの取組を通じて、歳入の確保や歳出の削減を図り、健全な財政を維持することによって、市民満足度の高いサービスを持続的に提供し、本市の特性をいかしたまちづくりを進めます。そして、地方分権の進展に伴い自治体間競争の時代と言われる中であっても、多くの方に選ばれ、「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思っただけのまちの実現を目指します。

また、本大綱の推進に当たっては、次の三つの改革の柱を掲げ、その実効性を確保することとします。

一つ目の柱として、「選択と集中による行財政運営の推進」を掲げ、事務事

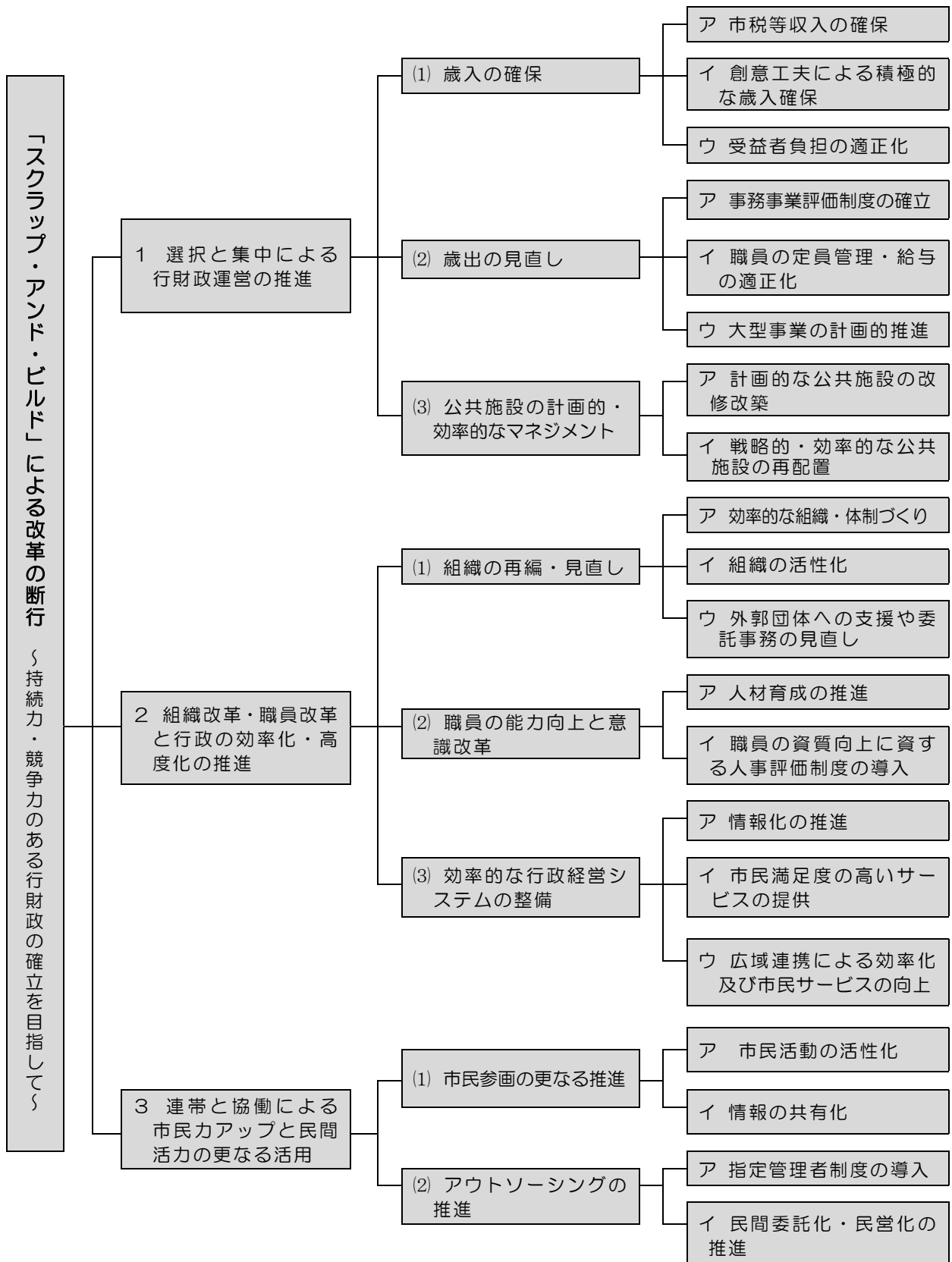
業の効率性や成果を絶えず評価し、検証することによって、増大する歳出を抑制するとともに、市民サービスの向上につながるなど投資効果の高い事業には大胆に財源を投入して取り組んでいきます。

二つ目の柱として、「組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進」を掲げ、職員資質の向上を図るための人事評価制度*の導入や、組織機構の見直し、情報通信技術などを活用した行政サービスの効率化や高度化を目指します。

三つ目の柱として、「連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用」を掲げ、市民満足度の向上や経費の節減を図るため、指定管理者制度を始めとした民間委託を新たな視点から聖域なく進めるとともに、市民への積極的な情報提供により、更に一步進んだ市民参画の実現に努めます。

これらの基本方針や三つの改革の柱を通じて、引き続き厳しい行財政運営が見込まれる中であっても、限られた財源と人的資源を有効活用しながらより一層経営感覚を高め、財政状況の改善と並行して将来にわたり質の高い行政サービスを持続的に提供していくこととします。

第5次行財政改革大綱 体系図



1 選択と集中による行財政運営の推進

厳しい財政状況の中で自立した行政運営を行うためには、社会経済情勢の変化等も反映を注視しながら、自主財源の安定的な確保に努めるとともに、絶えず歳出の見直しを行い、財政基盤の強化を図ることが必要です。

そのため、歳入については、引き続き市税等の収納率の向上に努め、新たな財源の確保策についても幅広く検討し、積極的に実施していきます。

歳出については、事務事業評価制度*を実効性あるものとして確立し、PDCAサイクルにより新たな視点で事務事業や補助金・負担金の見直しに取り組み、必要性や効果が薄れたものは、廃止、整理するなどして徹底した歳出の抑制に努め、捻出した財源は、真に必要な事業へと投入していきます。

さらに、喫緊の課題である市庁舎の耐震化整備を図るとともに、課題である耐用年数を迎えた公共施設の計画的な改修改築については、計画的な推進に努めるとともに、併せて既存施設の統廃合も含めた公共施設の再配置について検討します。

なお、施設の建設や改修改築に当たっては、省エネルギー・新エネルギー施設の導入について検討するなど、維持コストの削減や環境への配慮に努めます。

(1) 歳入の確保

ア 市税等収入の確保

市の財源の根幹である市税について、適正かつ公正に賦課徴収するため、未申告者に対する申告指導等をより一層推進するとともに、納税しやすい環境の整備や、滞納者に対する早期対応、徴収体制の連携強化等を図ります。

また、保育料や介護保険料を始めとする市税以外の市の債権については、近年、滞納額が増加傾向にあることから、市民負担の公平性を確保するため、徴収マニュアルを整備し、全庁的に統一的な徴収方法を確立することで、滞納者への対応を強化します。

イ 創意工夫による積極的な歳入確保

未利用の市有地・市有施設等について、民間も含め幅広く売却や貸付けを行うなど資産の有効活用を図るとともに、国や県の補助金を始めとした各種補助金等の獲得に努め、積極的な歳入の確保に取り組みます。

また、市街化調整区域の有効活用や、地域経済の活性化を図ることによ

り、長期的な視点で税収の伸びるまちづくりに取り組み、将来にわたり安定した財源の確保に努めます。

ウ 受益者負担の適正化

受益と負担の公平性の観点から、公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じた制度の適正化を図ります。

(2) 歳出の見直し

ア 事務事業評価制度の確立

事務事業評価システムを本市の実情に合った実効性のある制度として確立し、Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）のサイクルに基づき、その必要性、効率性、成果等を重視した事務事業の再編・整理や補助金・負担金の見直しを進めます。

イ 職員の定員管理・給与の適正化

職員定数削減計画に基づき、計画的な職員定数の削減に努めるとともに、業務量等に合わせた適正な職員配置に努めます。

また、職員給与については、国の給与制度や民間の給与実態等を考慮し、給与水準や制度の適正化を図るとともに、各種手当の見直し等を行います。

ウ 大型事業の計画的推進

土地区画整理事業や道路整備事業等、財政運営への影響が大きい大型事業であっても、長期的な視点に立ち、税収の伸びるまちづくりに取り組むために必要なものについては、実施していかなければなりません。

そこで、厳しい財政状況の中でも、様々な施策を確実に推進していくために、大型事業の推進に当たっては、常に市の財政の現状と将来の見通しを念頭に置いて施策の選択を行い、計画的な事業の推進に努めます。

(3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

ア 計画的な公共施設の改修改築

市庁舎については、耐震診断の結果、震度6強以上の地震に対し、倒壊・崩壊する危険性があるという判定となったことから、改修や建替え等の耐震化に向けた検討を早急に進め、適切な対応を図ります。

また、本市が所有する多くの施設の老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えることから、「市有建築施設の改修改築方針※」に基づく計画的な改修改築の推進により、安全性の確保と長寿命化に努めると同時に、市財政へ与える負担の軽減を図ります。

イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置

公共施設の整備や改修改築を行う際には、既存施設と同様の施設の建設や、既存施設と同様の施設への改修改築を行うのではなく、将来の見通しを踏まえて的確な需要分析を行い、周辺の施設を廃止し、その地域に必要な機能を集約した新たな複合施設を建設するといった手法も検討するなど、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、公共施設の戦略的・効率的な再配置を検討します。

2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進

地方分権の進展により、自己決定・自己責任の原則の下で地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められていることから、新たな行政課題に迅速に対応でき、より専門性を兼ね備えた組織が必要とされています。

そのため、高度化・多様化する市民要望を的確に捉えて質の高いサービスを提供できるよう、組織機構の見直しを行うとともに、組織を支える職員の能力開発や意識改革に取り組みます。

また、外郭団体^{*}への市の関与の在り方等については、改革の視点を持ち、時代のニーズを勘案しながら見直しを行います。

さらに、高度情報化の推進や近隣自治体との連携による効率的な事務事業の実施に努めます。

(1) 組織の再編・見直し

ア 効率的な組織・体制づくり

組織体制については、これまでも効率的な体制となるよう適宜見直しを行ってきたところですが、今後も限られた人員を効果的に配置し、多様な市民要望や新たな行政課題に迅速に対応し得る、柔軟性や機動性のある組織となるよう、随時再編・整備を図ります。

イ 組織の活性化

問題意識が高く、職員相互の議論や事務改善の提案が活発に行われるいきいきとした組織を形成するために、互いに情報や認識を共有し、改革改善に取り組む組織へと体質を改善し、新しい発想が生まれやすく、更に仕事の見直しにつながる事務改善の提案をしやすい職場環境づくりに努めます。

ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し

市の外郭団体について、公益法人制度改革^{*}等を契機として、市の関与の在り方や支援の方法、委託事務の見直し等について改めて検証を行い引き続き検討します。

(2) 職員の能力向上と意識改革

ア 人材育成の推進

地方分権の進展に伴い、組織を支える職員には、政策形成能力や専門的知識が求められるとともに、限られた職員数で効率的な行政運営を進めていくため、高い事務処理能力や多様化する行政課題への対応能力が求められます。

そのため、人材育成基本方針^{*}に基づき、時代の求めに応じた知識や能力を有する職員の育成に努めます。

イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入

職員一人一人が責任とやりがいを持って仕事に取り組むことができる、活気ある環境を作り出し、より質の高い行政サービスを提供するため、目標とその成果に基づき適正に評価される人事評価制度を構築します。

(3) 効率的な行政経営システムの整備

ア 情報化の推進

時代の変化に対応した行財政運営を推進するため、費用対効果を勘案した上で、情報通信技術を積極的に活用し、事務の簡素化・効率化を進めるとともに、市民サービスの向上に努めます。

また、情報化を進めるに当たり、個人情報保護を徹底し、管理意識及びセキュリティ対策の強化を図ります。

イ 市民満足度の高いサービスの提供

窓口業務の改善等、市民要望に基づいたより質の高いサービスの提供を実現する体制づくりに取り組みます。ワンストップサービス^{*}の導入の検討を進めるとともに、出張所機能の充実^{*}など、利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。

ウ 広域連携^{*}による効率化及び市民サービスの向上

多様化・複雑化する行政課題に広域的に対応し、近隣自治体との連携を図りながら、引き続き効率的な事業の実施に努めます。また、現在、市単独で実施している事業においても、広域連携により対応することで、効率

的・効果的な処理が可能となるものについては、導入に向けて積極的に検討します。

3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用

市民自らの手による住民自治を実現するためには、市民と行政の^がそれぞれの役割を認識し、お互いの理解を深めながら協働してまちづくりに取り組む「連帯と協働のまちづくり」を促進する必要があります。

また、市民の価値観やニーズの変化に伴い、より多様な行政サービスが求められる中、行政だけでは、必ずしもそれらに効果的な対応ができない状況も生じています。

そのため、まちづくりへの市民参画を一層推進し、市民の皆様にも市政の一翼を担っていただくことが不可欠であります。その前提として市民と行政の情報共有が必要であることから、広報機能の更なる充実を図り、行政情報を分かりやすく積極的に提供するよう努めます。

また、民間の優れたノウハウを活用することにより、一段と効率的で質の高いサービスの提供が期待できるものについては、指定管理者制度の導入を始め、民間への業務委託等を積極的に推進します。

(1) 市民参画の更なる推進

ア 市民活動の活性化

本市は、これまでも自分たちのまちは自分たちの手でという住民自治の理念の下、積極的にまちづくりに携わろうとする市民の皆様への活動に支えられてきました。今後もより一層、市民と行政が互いに自立したまちづくりの主体として、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、協力し合いながら連帯と協働によるまちづくりを進めるとともに、ボランティアを始めとした市民活動が活発に展開されるよう支援を進めます。

イ 情報の共有化

市民参画・協働による行政運営を推進するためには、市民と行政の信頼関係を確立することが重要であることから、行政の透明性の向上や分かりやすい行政情報の提供に努め、説明責任を果たすことなどにより、市民との情報の共有化を図ります。

(2) アウトソーシングの推進

ア 指定管理者制度の導入

アウトソーシングの推進のうち、特に、指定管理者制度の導入については、市民サービスの向上及び施設管理経費の縮減等の観点から、これまで導入を見送ってきた施設についても導入することを原則として再検討を行い、改めて平成23年度に具体的な方針の整理をしますを決定しました。

今後、この方針に基づき導入を進めますが、施設の運営方法等に変更が発生した場合は、適宜、指定管理者制度の導入について改めて検討を行います。

イ 民間委託化・民営化の推進

限られた人員と財源でサービスの質を確保する中で高度化・多様化する市民要望に対応する必要があることから、市の業務の民間委託化・民営化を推進します。

現在推進中の観光都市づくりについては、具体的な施策を展開する段階を迎えていることから、観光事業の民間委託化等、更なる発展につながるような新たな仕組みづくりについて検討します。

なお、公立保育園については、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることから、老朽化に伴う園舎の建替えに合わせて定員拡大を図ることとし、民営化については当面見送ることとします。

☞ 参考資料 P. 33

資料12 指定管理者制度の導入方針

IV 推進期間

第5次行財政改革大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に伴い、本大綱に変更の必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

V 推進体制

行財政改革の推進に当たっては、本大綱及び実施計画に基づき「新座市行財政改革推進本部」を中心に、全庁的な連携の下、積極的に取り組むこととし、進捗状況等を新座市行財政改革推進委員会へ随時報告し、意見・提言を求めるとします。

また、行財政改革の推進には市民の皆様の御理解と御協力が欠かせないことから、その取組状況や成果等を年度ごとに広報紙や市ホームページを通じて積極的に公表します。

